

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

○当社は、協力会社や同業他社との連携を強化し、施工に関する新技術の共同開発や施工ノウハウの共有を通じて、業界全体の技術力向上を図ります。

○当社は、機械器具設置工事における人材確保と技術力の強化を目的として、建設業専門のマッチングサイト「ツクリンク」を活用し、即戦力となる技能者や協力会社との連携を進めています。特に、電気の専門性の高い工事に対応できるパートナー企業とのマッチングを通じて、繁忙期の人手不足を補い、現場の品質と安全性を確保しています。

○当社は、環境省が策定した環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証を取得し環境負荷の低減に継続的に取り組んでいます。

具体的には、施工現場での電動工具や省エネ型機器の導入、廃材の分別・再資源化、CO₂排出量の定期的な測定と削減目標の設定を行っています。また、協力会社に対してもグリーン調達方針を共有し、環境配慮型製品の優先使用を推進しています。

今後も、エコアクション21のガイドラインに基づき、協力会社と連携した省エネ診断や脱炭素技術の導入を進め、サプライチェーン全体での環境経営を強化してまいります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト增加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

○当社は、協力会社との信頼関係を深め、持続可能な施工体制を構築するため、「パートナーシップアワード」を開催し、優れた施工品質、安全管理、納期遵守などに貢献した企業を表彰しています。

表彰にあたっては、客観的な評価基準に基づき、当社社員全員の推薦や投票をもとに選定を行い、表彰状とともに賞金を授与しています。これにより、協力会社のモチベーション向上と技術力の底上げを図るとともに、サプライチェーン全体の品質向上に寄与しています。

今後も、表彰制度を通じて優良な取引関係を可視化し、共に成長するパートナーとしての関係を強化してまいります。

2025年7月6日

株式会社 D.S.C

代表取締役 金山 貴之

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。